

食 品 安 全 委 員 会 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会

第 29 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 7 月 29 日（水） 10:00～11:13

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) 平成 21 年度におけるこれまでの緊急時対応について
- (2) 平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について
- (3) 緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

元井座長、青木専門委員、内田専門委員、生出専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、
吉川専門委員、黒木専門委員、小泉専門委員、小澤専門委員、近藤専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、野村委員、廣瀬委員、見上委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長、磯貝情報・緊急時対応課長補佐

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱の一部改正について
- 資料 1 - 2 平成21年度 食品安全委員会におけるこれまでの緊急時対応について
平成21年 7 月29日現在
- 資料 1 - 3 食品安全委員会からの情報提供内容
- 資料 2 平成21年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）
- 資料 3 緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について（案）

- 参考資料 1－1　メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾病の発生状況について
（厚生労働省）
- 参考資料 1－2　輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産豚肉及びその加工品）
（厚生労働省）
- 参考資料 1－3　米国産牛肉に係る自主回収の指導等について（厚生労働省）
- 参考資料 2　平成21年度緊急時対応訓練計画
- 参考資料 3　緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について

6. 議事内容

○元井座長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 29 回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。まだ小澤専門委員と生田専門委員がお見えになっていないようですけれども、定刻ですので、始めます。

本日は熊谷専門委員が御都合により欠席しておられます。まだお見えになっていない専門委員もいらっしゃいますが、12名の専門委員に御出席していただいております。

○酒井情報・緊急時対応課長　後ほど見えると思いますので、始めておきたいと思います。

○元井座長　では、始めます。

議事の前に本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐　配付資料の確認をさせていただく前に、事務局から1点報告がございます。

食品安全委員会の本間委員が任期満了に伴い、退任されました。後任といたしまして、7月1日付けで村田容常委員が就任されました。

また、小泉委員が委員長に就任されましたので、お知らせいたします。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。

本日は大きく3つの議事の資料といたしまして、資料が5点、参考資料が5点ございます。

それぞれ議事ごとに資料をまとめていますので、確認をお願いいたします。

議事（1）関係の資料です。

資料 1－1 「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱の一部改正について」。

資料 1－2 「平成 21 年度　食品安全委員会におけるこれまでの緊急時対応について　平成 21 年 7 月 29 日現在」。

資料 1－3 「食品安全委員会からの情報提供内容」。

参考資料 1－1 「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾病の発生状況について（厚生労働省）」。

働省)」。

参考資料 1-2 「輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産豚肉及びその加工品）（厚生労働省）」。

参考資料 1-3 「米国産牛肉に係る自主回収の指導等について（厚生労働省）」です。

続きまして、議事（2）関係で、2点ほどございます。

資料 2 「平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）」。

参考資料 2 「平成 21 年度緊急時対応訓練計画」です。

続きまして、議事（3）関係です。

資料 3 「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について（案）」。

参考資料 3 「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」です。

以上の資料を準備いたしております。

また、机上配付資料といたしまして、ファイルにとじてあります緊急時対応の法令・規定集を用意いたしております。なお、この法令・規定集につきましては、調査会終了後、当方で保管いたしますので、よろしく願いいたします。

これら資料等に不足、落丁がございましたら、事務局まで御連絡ください。よろしく願いいたします。

○元井座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

本日、最初の議事は「（1）平成 21 年度におけるこれまでの緊急時対応について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、平成 21 年度も 7 月ということで、既に 3 分の 1 が過ぎようとしているところでございますけれども、4 月からこれまでの食品安全委員会における緊急時対応に関する動きについて、御説明をしたいと思います。

1 つ目は、資料 1-1、関係します要綱の改正です。

続きまして、資料 1-2 に基づきまして、新型インフルエンザ発生時における対応等について、時系列的に整理いたしましたので、説明したいと思います。

資料 1-1 と資料 1-2 をまとめて説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、まず資料 1-1、縦紙を御準備ください。「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱の一部改正について」です。

1 枚おめくりいただき、横紙で「『食品安全関係府省緊急時対応基本要綱』と『消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱』について」説明した資料です。

これまで特に消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱につきましては、消費者庁設置を前提に、消費者庁の活動として従来の食品危害、いわゆる薬物等の混入事案以外の要因、例えばガス湯沸かし器等の製品や施設の事故、例えば遊具とかエレベーター、エスカレーターといったものに対応できるように、総括官制度を拡充してまいりました。この枠組みにつきましては、昨年10月29日に開催されました第26回の専門調査会で報告と説明をしております。

今般6月から消費者庁等設置を前提に、対象案件の拡充が行われましたので、その要点について簡単に説明いたします。

対象案件でございますが、横表の右側に「定義」とありまして(1)で「本要綱において、重要事案とは」として対象となる事案が規定されております。

2行目に「食品等の摂取、並びに製品、施設」がございます。これが従来の対象でございますが、今般「役務」といった新たな対象に拡大されました。役務を対象とした理由につきましては、例えばエステ行為といったものを重要事案の対象とできるように、今回拡充したものでございます。

なお、その他の関係省庁、緊急事態の対応等につきましては、変更はございません。

横表の一番下でございます「緊急事態等への対応」ということで、事態を認知した場合の関係府省、国民生活局、内閣府特命担当大臣(国民生活)の対応といった点についても、同様に変更はございませんが、そこに括弧書きで書いてございますとおり、消費者安全情報総括官会議の開催につきましては、消費者行政推進基本計画において、消費者庁が緊急時に主宰することと定められている緊急対策本部に係る機能の先行実施として、消費者庁発足までの活動を継続することとされております。

なお、消費者庁設置後も基本的には現行制度上、対象とする危害要因など、現行の要綱をベースに危機管理対応を行う方向であると聞いております。具体的な内容については、現在、調整中でございます。

以上が改正の要点でございます。2ページ以降に具体的な基本要綱、11ページ以降に消費者の安全に関する緊急時対応の実施要綱、具体的な実施を定めた関係省庁の役割等を規定しております。この内容につきましても、いわゆる役務の要因の追加以外は大きな変更はございません。

以上、今回の消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱の一部改正の要点について、簡単に説明いたしました。

続きまして、資料1-2関係でございます。「平成21年度 食品安全委員会におけるこれまでの緊急時対応について」説明いたします。

まずお手元に、机の左側に資料1-2を、右側に資料1-3「食品安全委員会からの情報提供内容」を準備いただきたいと思います。資料1-3には、今年4月以降に対応した食品安全委員会の

緊急時対応の科学的知見の提供に関する事例が記載されております。

まず資料 1－3 を 1 枚おめくりいただき、食品安全委員会のホームページがございます。その中段の「お知らせ」に、新型インフルエンザに関する情報で、下線で記載しております。

それから、1 ページの下の「ホットピック」のところに、クレンブテロール（中国産豚肉加工品から検出されたことに関する情報）が記載されております。

2 ページの上段から中段にかけて「関係省庁からのお知らせ」で「米国産牛肉に係る自主回収の指導等について」が記載されています。

今年対応した案件については、現在、この 3 件です。特に新型インフルエンザの事案への対応につきまして、詳細に説明いたします。

それでは、資料 1－2、横表を準備ください。

1 枚おめくりいただきますと「新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H1N1）の発生への対応①」ということで時系列別に、左側が「主な事象」として、政府、海外での対応、右側を「食品安全委員会の対応」としております。

まず食品安全委員会の関係では、4 月 22 日に、ロイターによる情報、具体的には 21 日カリフォルニア州で児童 2 人が豚インフルエンザに罹患し、豚との接触はなく、ウイルスの遺伝子断片の組み合わせが豚のウイルスと異なるため、CDC は憂慮しているといった情報を入手いたしました。食品安全委員会の情報を共有するための日報にこの記事、内容について発出いたしました。同時に関係省庁と情報共有を行いました。

翌日、23 日ですが、CDC、米国の疾病管理予防センターでプレスがございました。具体的には豚インフルエンザの人での感染事例が報告された、カナダ政府、米国で呼吸器疾患の患者発生が報告された内容です。

25 日、土曜日になりますと、WHO、世界保健機関で重大なプレスがございました。メキシコ及び米国における豚インフルエンザ H1N1 の A 型インフルエンザの人への感染の発生について、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と認定される旨のプレスがございました。

こうしたことから、政府の官邸危機管理センターに情報連絡室が設置されました。

それから、内閣府主宰の関係省庁対策会議幹事会、いわゆる課長級の会議が開催されました。

また、厚生労働省から、今回の海外での豚インフルエンザに関しまして、ウイルスの性状、感染症の内容、WHO、CDC 等の見解を含めたものがホームページで情報が提供されました。

それがお手元がございます参考資料 1－1、4 月 25 日に厚生労働省の結核感染症課から発出されました「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況について」というもので、その時点で厚生労働省から発出された情報につきまして、食品安全委員会のホームページの重要な

お知らせに掲載して、本件について、情報提供を開始いたしました。

同時に、食品安全委員会から臨時メールマガジンを発行いたしまして、情報が食品安全委員会から提供された点について、周知を行いました。

翌 26 日の事案でございますが、総理大臣より「情報収集及び国民への情報提供を的確に行うとともに水際対策を徹底し、国民の安全・安心の確保に万全を尽くす」といった指示がございました。

政府としましては、情報連絡室を官邸連絡室に改組しました。

26 日になりますと、一部の新聞報道では、豚肉の安全性に関する正しい情報提供が必要。そして、その他豚肉の風評被害の懸念等についての記事が確認されました。このため、当初のインフルエンザにつきましては、豚インフルエンザということで、今後の豚肉の安全性に関する社会的不安が起こる可能性がある理由から、特に豚肉の安全性について食品安全委員会より何らかの情報を公表する必要があると考えました。

4 月 27 日ですが、政府としては豚インフルエンザ対策に関する関係閣僚会合等が開催されました。また、食品安全委員会としましては、14 時に微生物・ウイルス専門調査会が開催され、その際に豚インフルエンザに関する委員長の見解について御検討いただき、夕方 19 時 40 分には豚インフルエンザに関する委員長の見解をホームページ上の重要なお知らせに掲載いたしました。

具体的な内容は、資料 1 - 3 の 5 ページに横紙で記載されておまして、「豚肉・豚肉加工品は『安全』と考えます。」としております。

「○ 豚肉・豚肉加工品を食べることにより、新型インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由からないものと考えています。」として、その根拠について何点か記載しております。

その後、2 ページ目をおめくりいただきますと、4 月 28 日に WHO でフェーズ 4 宣言。

そして、28 日同日、政府としましては、本事案に対して、新型インフルエンザ対策本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、第 1 回会合が開催されました。

そうしたことを受けまして、4 月 30 日でございますが、当初、委員長見解、食品安全委員会のホームページでのタイトルが「豚インフルエンザ」となっておりますが、それを「新型インフルエンザ」に変更いたしました。

その後、時系列に従いますと、5 月 9 日ですが、初めて検疫所での水際の感染が確認されております。

5 月 16 日ですが、関西地方におきまして、初めての国内感染が確認されました。

5 月 18 日ですが、食品安全委員会のホームページを充実いたしまして、食中毒の予防に関すること、各国の本事案、食品の安全性に関する Q&A、WHO の食品をより安全にするためのマニュアル（日本語版）へのリンクを追加しました。

5月20日、ホームページ上にQ&A、各機関のQ&Aの仮訳を掲載して、今回の事案に付随した食品の安全性の衛生的な取扱い等の注意点につきましても、情報提供しました。

その案件につきましては、資料1-3の3ページをお開きください。「新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H1N1）に関する情報」です。この中で、「新型インフルエンザが発生し、国内における感染拡大を防止するための対策が進められています。食品安全委員会委員長が豚肉の安全性について、次のような見解を示しておりますので、国民の皆様には、冷静に対応していただきますようお願いいたします。食品の取扱い当たっては、食中毒予防のため一般的な注意を守り、衛生的な取扱いについて留意してください。」との情報を提供いたしまして、これに付随する情報につきまして、以下のホームページ上に掲載しております。

こうした委員長見解を公表後、しばらくしてから、厚生労働省に消費者等から豚肉の安全性に関する問い合わせ等があり、その際、委員長見解が出ていたということで、安全性について明確に説明ができたと聞いております。こうしたことから、社会的不安の拡大を防げた事例と考えております。

以上で新型インフルエンザに対する対応の説明を終わります。

次の事案でございます。資料1-2の4ページ、最後のページを御覧ください。

続いて中国産豚肉加工品からのクレンブテロールを検出した事例でございます。これにつきましては、厚生労働省が今年になり、中国で豚肉の肥育のため、赤身の肉を増やすためにクレンブテロールという動物用医薬品を不正に使用しているといった情報がございました。

これを受けまして、厚生労働省は、輸入時のモニタリング検査を強化しております。ところが、6月になりまして、モニタリング検査をしたところ、複数の輸入検体から違反事例が検出されたことから、輸入時の更なる検査強化を行いました。

そうしたことを受けまして、参考資料1-2を御覧ください。「輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産豚肉及びその加工品）」で、厚生労働省から6月22日に中国産の豚肉加工品に対して、検査命令、検査強化のプレスリリース、通知等が出されました。

翌日になりまして、検査強化につきまして、複数の全国紙上に報道がございまして、クレンブテロールに関するハザード概要シートで科学的知見の情報提供を行いました。

それらにつきましては、資料1-3の最後のページ、9ページに「クレンブテロールの概要について」ということで「1. 用途等」「2. ヒトに対する影響（中毒事例）」「3. 国内外での評価状況、一日摂取許容量（ADI）、最大残留基準値（MRL）」を載せてございます。

10ページになりますが「（2）国内の状況」として、クレンブテロールにつきましては、食品安全委員会が食品健康影響評価が実施され、ADIが設定されている。

その他、その物質の性状に関する科学的な情報を提供いたしました。

以上がクレンブテロールの事例でございます。

続きまして、米国産牛肉の自主回収の指導です。これらにつきましては、参考資料1-3を準備ください。プレスリリース資料、縦紙でございます。「米国産牛肉に係る自主回収の指導等について」です。

内容といたしましては、本日、米国政府から米国内のある特定の工場で、本年4月21日に加工された牛肉について、現在、実施中の腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒の調査に基づき、念のため自主回収の措置をとったと連絡があり、輸入実績が確認された下記の関係輸入業者に対して、関係自治体を通じて販売を中止するよう指導を行った内容のプレスリリースが出されましたので、その日のうちに食品安全委員会の関係省庁等の情報ヘリンクで、関連情報として、腸管出血性大腸菌に対する食中毒について、食品安全委員会のホームページ上にリンクを張りました。

以上が今年4月以降に食品安全委員会が対応した緊急事態への対応です。

○元井座長 ありがとうございます。

○酒井情報・緊急時対応課長 済みません。座長、1点記載の欠落がございましたので、御報告いたします。

新型インフルエンザの対応、資料1-2の4月27日の時点でございますけれども、一番右下のところに追記していただきたいんですが、20時25分に臨時メールマガジンを発行いたしておりますので、お伝えしておきます。記載が漏れておりましたので、よろしく願いいたします。専門委員の方々にもお送りしているものでございます。

○元井座長 ありがとうございます。

ただいまの要綱の一部改正、あるいは4月以降に対応された新型インフルエンザ等緊急時対応の事例を詳しく説明していただきました。ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問あるいは御確認等はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

○元井座長 岡部専門委員、どうぞ

○岡部専門委員 豚由来インフル関係につきましては、私のところにも豚肉等食品に関連していろいろと問い合わせをいただいたり、あるいは食品安全委員会とも御相談をしました。食品としての影響はほとんどないと我々はすぐに考えておりましたが、一般の方からの問い合わせが多い中、食品安全委員会の方で、それについていち早くアナウンスをしていただいたことは、非常に説明上よかったです。

それから、食品安全委員会から聞いたのか、農水から聞いたのか記憶がたしかでないんですけれども、一時、豚肉関係の売り上げがずっと落ちたけれども、またすぐに戻ったということもありま

した。

私自身は生ハムのつくり方をそのとき初めてわかりました。つまり、食品で加熱等すれば万一混入があったとしても大丈夫だけれども、生ハムのようなものはどうしたかといったいろんな応用問題の質問がありましたので、これも説明上助かりました。ありがとうございました。

○元井座長 ありがとうございました。

そのほかに御意見等はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、これからも緊急事態等におきましては、迅速かつわかりやすい情報提供に努めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

○元井座長 それでは、続きまして「(2) 平成 21 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について」です。

今年度予定されています緊急時対応訓練の計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 平成 21 年度の訓練につきましては、前回、専門調査会で御審議をいただきました平成 20 年度緊急時対応訓練の結果を踏まえて、実施する方針といたしております。

御案内のとおり、9月に消費者庁が設置されますことから、司令塔機能としての消費者庁との関係を踏まえた実効性のある訓練にしていきたいと考えております。

これから御説明いたします内容につきまして、御検討をお願いしたいと思います。

詳細については、磯貝から説明いたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 まず議事(2) 関係ですが、資料2、参考資料2を御準備下さい。

参考資料2につきましては、昨年度3月に開催されました本専門調査会の検討結果を踏まえて、食品安全委員会で決定された21年度の緊急時対応訓練計画でございます。

今回はそれに基づきまして、今年の訓練の具体的な進め方について御検討をお願いします。

それでは、資料2を説明いたします。

「1 平成 21 年度緊急時対応訓練の重点課題」「2 平成 21 年度緊急時対応訓練計画について」で、1と2につきましては既に決定しておりますので、簡単に説明いたします。

まず重点課題ですが、2つございます。

「(1) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上」。それには何をすると申しますと、緊急時における対応体制の確認、緊急時対応マニュアルの検証等を行う。

「(2) 効果的な広報技術の習得」。緊急時に食品安全委員会が記者会見を想定した模擬記者会見

の実践など、効果的なメディアトレーニングを実施する。

以上2点です。

「2 平成21年度緊急時対応訓練計画について」です。

「形式」といたしましては、広報技術の習得を主体とした実動訓練。

「ねらい」といたしましては、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の習得。

「参加対象者」は、委員及び事務局の職員です。

「活動内容」ですが、緊急事態におけるプレスリリース、資料作成のための委員会、事務局での意思決定を行う。そのための動きを訓練する。そして、プレスリリース文や会見用資料の作成など、さまざまな広報活動の手順を実動訓練で確認する。最後に模擬記者会見を実動訓練で行うものです。

「実施予定時期」ですが、平成21年11月を予定しております。

具体的な21年度の訓練の進め方の枠組みについて、提案させていただきます。

「(1) 訓練シナリオの作成に当たっての基本的な考え方」です。消費者庁設置後、初めての訓練となります。このため、リスク評価機関としての食品安全委員会の役割である国民への情報提供等について、21年度の訓練計画で、規定いたしました重点課題を基本とし、司令塔機能としての消費者庁との関係を踏まえ、消費者安全情報総括官制度の枠組みを想定した訓練シナリオを作成し、事案発生から国民への情報提供までの時間的な経過など実態に近づけた訓練となるような設計を行う。

消費者庁との関係を訓練の中に組み入れることとなりますが、具体的に何を訓練のシナリオの中に入れるかと申しますと、例えば緊急事態におきまして、いわゆる緊急対策本部、大臣級あるいは局長級の幹事会議が行われることが想定されます。その開催を訓練シナリオの中、時間経過の中に入れる。こうした内容が考えられます。

それ以外に、事案発生から国民への情報提供までの時間経過など、実践に近づけた訓練になる設計をする。これは、20年度訓練では、午後から行いました。実際の事態の発生につきましては、例えば真夜中に事態が急展開することもございますし、もう一つは朝の7時のニュースあるいは新聞報道等によって事態が急展開するといったこともありますので、今回は朝の新聞報道あるいはプレス等の報道によって、事態がより深刻化していくシナリオで、委員会内の意思決定、各種の情報提供資料の作成、プレスへの記者会見など時間系列を追って、1日かけた訓練計画の設計を考えております。

「(2) 訓練シナリオの作成について」ですが、今後、訓練事務局会議を開催いたしまして、過去に社会的な反響の大きかった健康危害事例、昨年度は輸入農産物から高濃度のカドミウムが検出されたといった事案を対象といたしました。過去の事案も踏まえながら、訓練シナリオ作成上の参

考となるモデル事例や過去の危害要因の事例などの検証、検討を行って、最終的な危害物質を選定して、訓練シナリオを作成したいと考えております。

具体的なスケジュールでございますが、裏のページでございます。「(3)実施スケジュール(案)」です。予定といたしましては、まず9月に食品安全委員会の訓練準備事務局を立ち上げまして、具体的な訓練の準備のためのモデル事案、どのような案件で危害物質あるいは具体的な食品を今回の訓練の対象にするのかといった点を検討します。

そして、9月から10月にかけて、食品安全委員会におきまして、訓練準備事務局会議を行いつつ検討します。その際に、実際の訓練シナリオを作成することになりますが、消費者庁との関係を踏まえた事態の時間的経過に即した訓練内容を検討することになります。

10月に訓練準備事務局の中でリハーサルを行います。

11月に緊急時対応の実動訓練を行います。

12月に総括会議で、訓練参加者によって訓練の問題点等の検証、総括を行います。

以上9月から12月までのスケジュールを提案しております。

なお、実際の訓練の内容でございますが、例えば20年度の場合ですと、実際の広報資料等につきましては、事前に準備して、各課の担当者の情報のやりとり、確認作業について訓練いたしました。今回、訓練時間を十分にとって、その中で、時間内で広報資料の作成を試みることも1つ提案されます。

そして、訓練の参加者でございますが、昨年訓練に参加していない者を、今回、訓練の参加者の対象にしたいと考えております。

以上が今年の訓練の進め方についての提案でございます。御検討をお願いいたします。

○元井座長 ありがとうございます。

今年度の訓練につきましては、昨年度の訓練の課題を踏まえまして、消費者庁との関連を踏まえたシナリオを設計、事態の時間的経過に即した訓練を実施していくということがメインになっておりますが、御意見あるいは御質問等はございませんでしょうか。また全体に対する御質問等ございませんでしょうか。

黒木専門委員、どうぞ。

○黒木専門委員 中毒センターの黒木です。

訓練の件ですが、今年度は消費者庁との関連を踏まえて訓練が行われるということで、大変結構なことかと思えます。

消費者庁がまだ立ち上がっていないこともあるのですけれども、訓練自体は11月ですので、訓練が行われるときには、消費者庁の御担当の方も来ていただくとか、一緒に話し合ってください。

か、そういったことも実際には必要かと思いますが、その点はいかがでしょう。

○元井座長 事務局のほうはいかがでしょう。

○酒井情報・緊急時対応課長 御指摘のとおり、連携がポイントでございますので、担当部署とよく連携をとって、是非訓練に参加していただくようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○元井座長 そのほかにございませんでしょうか。

シナリオのモデルの作成について、こういうシナリオがいいのではないかということはございませんでしょうか。今からシナリオを作成するわけですから、何か御意見があれば、そういったことも加味したほうがよろしいと思いますが。

事務局、どうぞ。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 去年の訓練の中で、1点だけ注意点を春日先生からいただいたと思います。中毒事例などの場合、非常にレアなケースだと特定の被害に遭われた方々がわかってしまうので、非常にレアにものを訓練の対象にする場合は注意が必要だといった御指摘を受けたことを覚えています。今年もそうした点に注意して訓練していきたいと思います。

○元井座長 春日専門委員、御意見をどうぞ。

○春日専門委員 ちょっと思い出してみますと、中毒の特定の例というよりも、過去に実際に起こった、例えば腸管出血性大腸菌のアウトブレイクのようなことで、実際に亡くなったお子さんもいらっしゃるし、現在も後遺症を引きずっていらっしゃる方もいらっしゃるの、そういう方が実際の事例を思い起こさないような形、心情に配慮されたシナリオを考えることが必要だと申し上げたかと思います。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 承知いたしました。その点について、配慮しながら行っていきたいと思います。

○元井座長 そうですね。その点はよろしく願いいたします。

そのほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、専門委員から出されました意見も踏まえまして、今年度の緊急時対応訓練を実施するように、事務局をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。委員会の緊急時対応に資するよう、一層効果的な訓練を実施してまいりたいと思います。

また、訓練では、専門委員の方々にも御協力いただきながら実施していくことになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○元井座長 それでは、続きしまして「(3) 緊急事態における食品安全委員会の情報提供の充実

について」事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 平成 20 年度でございますけれども、緊急事態等における食品安全委員会の情報提供につきまして、緊急事態の進展に応じた情報提供を行う判断の目安について御検討いただきました。その成果物として、緊急事態等における食品安全委員会の情報提供についてという形で、作成することができました。

また、化学物質等に係る基本的なプレスリリースの資料の定型を準備することができました。

今般、消費者庁が設置され、今後、食品安全委員会においては、緊急事態等におけるリスク評価機関としての役割である健康影響等に関する情報提供等が一層重要となつてまいるといふこととございます。このことを踏まえまして、これまで準備をしておりますハザード以外の事案にも迅速かつ的確に対応できるようにするため、よりわかりやすいプレスリリース資料の定型というものを充実、蓄積していくことが不可欠だと考えております。その具体案について、ただいまから説明をいたしますので、御検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 議題（3）関係の資料3、参考資料3を御準備下さい。

資料3は「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について（案）」で、4ページになっております。その後ろに別紙といたしまして、カラー刷りで「緊急事態等においてハザード等に対応し充実すべき情報提供の場合分け（例）」が記載されております。カラー刷りを参考3の右側に置きながら、説明いたします。

「1 情報提供の充実の必要性」で、先ほど酒井課長が説明いたしましたとおり、消費者庁設置後は食品安全行政に関する司令塔機能は同庁に移行する。食品安全委員会においては、緊急事態等におけるリスク評価機関としての役割である消費者等への危害物質の健康影響等の情報提供等が一層重要になる。

これまで、昨年の専門調査会におきまして、情報提供を行う際の判断の目安、例えばどんなタイミングでどんな内容の情報を出す目安につきましては「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」で、今回、参考資料3の成果物として完成しました。

その際に、訓練等を通じて、化学物質・汚染物質に関する基本的なプレスリリース資料の定型、ひな形を準備しました。

なお、その際、例えば昨年度の訓練で行いましたように、農産物からカドミウムが検出された。それを食べたことによって、健康危害がない、懸念されない汚染レベルのものについてのプレスリリースのひな形ができましたが、更に今後多種多様な緊急事態に対して、これまで準備した以外のハザード、例えば食中毒等の病原微生物に汚染された食品を食べた場合の健康影響についての説明、あるいは TDI とか ADI を超えてしまった、かなりシビアなケースの場合などはどう説明するのか

の点について、より進展したハザードに対応した健康影響についても、一層迅速で理解しやすい形にする必要があると考えております。

「理解しやすい」につきましては、下段に※で「理解やすい：ここでは、緊急事態において、国民が理解しやすく、国民から誤解されないことを意味する」といった点について配慮する必要がありますが、そうしたプレスリリース等の説明資料の内容や表現の充実を図る必要があるということでございます。

そのために、具体的にどのような作業が必要かとなりますと「2. 情報提供の充実の方策」で、緊急事態等において、一層迅速で理解しやすい情報提供に対応するため、事案の対象となるハザード等の分類・種類等や健康影響の程度等に対応した定型的なプレスリリース資料等の拡充が必要であると考えております。

今回、この場で御検討いただきたいのは、今後準備する際、危害などの程度と分類、あるいは健康影響の程度に関して、事務局の方で提案いたしました場合分けの妥当性等についてです。

具体的にどのような分類かは、お手元に別紙のカラー刷りの資料をもとに、説明いたします。

まず分類につきましては、この表の左側の縦が「ハザード等の分類・種類等」で「化学物質」「微生物・ウイルス等」「自然毒等」「遺伝子組換え食品」で分類いたしました。

右のカラムですが「健康影響の程度等」です。それには3段階ございます。

「現時点では健康影響が確認されていない、科学的知見に基づき今後も影響は想定されない」が①です。

「現時点で健康影響は確認されていないが、科学的知見がないあるいは十分でなく、今後の影響は不明」が②です。

③のカテゴリーといたしましては「現時点で健康影響が確認されている、または今後健康影響が想定される」といった3つのパターンで分類しました。

具体的なハザードの分類について、個別に説明いたします。

まず「化学物質」です。化学物質の場合、分類といたしましては、ADI や TDI の設定、安全性を判断するに当たって具体的な物差しが設定されているかの有無、例えばメタミドホスやジクロロボス等の農薬、カドミウム等の TDI、ADI 等が設定される汚染物質である。

ない場合といたしまして、いわゆる発がん物質、あるいはその他科学的 TDI や ADI 等の設定がまだなされていない物質が含まれております。

なお、化学物質に対しましては、例えば容器包装、乳幼児の哺乳瓶からある種の汚染物質が溶出する物質も含まれるように解釈しております。

続いて「微生物・ウイルス等」です。微生物・ウイルスは、代表的には各種の食中毒菌やウイル

スが事例となります。その際の場合分けといたしましては、対象食品が通常の喫食方法で加熱して食べるものなのか、あるいはそのまま最終製品として何も加熱調理せずに食べる場合で区分する必要があるのではないかと。

その場合の代表といたしましては、例えばリステリア菌といったものを考えております。

その他の微生物・ウイルスの分類の考え方といたしましては、例えば菌の特性、毒素は産生するか、しないか。毒素は耐熱性があるか、易熱性があるかといった微生物の性状等で分類することも考えられております。

3つ目の「自然毒等」ですが、自然毒等には例えば ADI や TDI を設定した場合、一部のかび毒、ない場合の事例としましてはキノコとかその他のかび毒等がございます。あるいは基準に相当するものとして、フグ毒とか麻痺性貝毒のような、可食部 1 g 当たり 4 マウスユニットとか、そういった公の指標が定められているもので分類されます。

続きまして「遺伝子組換え食品」の分類ですが、例えば諸外国で安全性が審査されている場合の事案としましては、未審査の遺伝子組換えトウモロコシ Bt10 等が国内に輸入され、既に喫食した場合。また、国内外でも安全性が未審査でもある、いわゆる研究段階の遺伝子組換え食品が混入して輸入され、それを喫食した場合。これら 2 つの場合分けが考えられるのではないかといた点がございます。

以上 4 つの分類を提示いたします。

もう一度戻りますが、横軸の「健康影響の程度等」でございますが、先ほど説明したとおり、3 つの区分で分類しております。

今後でございますが、ハザードの分類あるいは種類等の健康影響等のそれぞれのパターンを組み合わせ、定型的なプレスリリース等、国民にとってわかりやすい説明資料を準備していきたいと考えております。

なお、その際には、昨年度、成果物として出ました「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」と情報を出す内容等の整合性に留意が必要と考えております。

以上でございます。

○元井座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問や確認事項はございませんでしょうか。理解しやすい情報提供ができるように、プレスリリースの資料の内容や表現の充実を図るという意図の下に、こういう分け方で情報提供をしようとしているわけですがけれども、全体を通しまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

内容がたくさんありますので、順番を追って検討させていただきたいと思っております。

まず「ハザード等の分類・種類等」のうち「ハザード等の分類」については、いかがでしょうか。

春日専門委員、微生物・ウイルス辺りの分類は、いかがでしょうか。

○春日専門委員 まず「ハザード等の分類」ということで、4つに大きく分類されている点については、これで私はわかりやすいと思います。

その次に微生物・ウイルスのことでという御指摘をいただきましたので、その次の列の「ハザード等の種類等」に関してですけれども、微生物・ウイルスについては、その食品が加熱してから食べられるものと、生で食べられるものという分類になっています。これについて、御説明の中では生食というものが、そのまま食べられるものという御説明もありましたけれども、この表を見る限り、生食というとお刺身ですとか生卵ですとか、本当に原材料を生で食べるとしか読めないのも、それ以外にもう既に調理されて、あるいは加工されて販売されていて、消費者はそれをそのまま食べる食品だということがわかる書き方に修正していただいた方がいいのではないかと思います。

例えばそのまま喫食される調理済み食品あるいは生食される食品とか、ちょっと長過ぎるかもしれないんですけれども、誤解のないように書いていただいた方がいいかと思います。

なぜそういうふうに思ったかといいますと、最近の輸入食品の汚染事例なども先ほど一部御紹介がありましたけれども、輸入された牛肉そのものが腸管出血性大腸菌に汚染されている事例が、もっと緊急を要する事態として日本に影響を与えた場合、消費者が情報を得たいと考えたときに、それでは自分が買ってきた牛肉が汚染されているかどうか、それを食べてしまったんだけれども大丈夫かどうか、そういうことに答える必要が出てくると思います。

その場合、新型インフルのときのプレスリリースと共通するかと思うんですけれども、牛肉であれば、それを十分に加熱すれば、仮にその牛肉が汚染されていたとしても心配はありませんとか、食肉は十分な加熱をしましょうという形で対応できると思います。

それに対して、加工されたもので、そのまま消費者が食べられるようなものは、例えば最近アメリカでピーナッツバターがサルモネラに広範囲に汚染されていて、さまざまな形の食品に加工されて販売された。日本でもそういうことが起きたことが想定されると思いますけれども、そのような場合には、関連の食品は速やかに回収しなければならないと同時に、消費者が既に購入されたものについては、捨ててください、あるいは食べないでください。そして、食べてしまって健康被害が心配される場合には、至急、医療機関を受診してくださいというメッセージが必要になってくると思います。

ですので、加熱するべき食材の汚染と調理、加工された食品あるいは生で食べる食品に関しては、消費者に対してのメッセージが違ってくると思いますので、そういう意味で、このような2つの分類をされたということは適切ではないかと感じます。

○元井座長 ありがとうございます。

続いて、化学物質等については、種類あるいはハザードの分類などに関して、山本専門委員いかがでしょうか。

○山本専門委員 最初見たときに、化学物質や自然毒が ADI や TDI の設定の有無で場合分けしているのがわかりづらいと思ったんですけども、これはどういう場合に情報を提供するかという場合分けではなくて、定型的なパターンというか、そういうモデルをつくるための場合分けということになりますか。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 そのとおりでございます。

前後いたしますが、情報提供をするか、しないかは、今年3月に策定いたしました情報提供のあり方に基づいて対応しています。今回のものは情報提供するということが決まってからということで、具体的な事案に対して、科学的でふさわしい情報提供をするか。その部分の書き方について検討いただきます。

○山本専門委員 ADI や TDI が設定されていない場合の中には、評価した結果から設定できないとか必要ないという場合、あるいはまだ評価されていない場合、あるいはそもそもこういうものを設定することがなじまないものとか、そういうケースがいろいろあると思います。

化学物質も自然毒も、まず最初に ADI や TDI の設定の有無で分けているのは、恐らく ADI や TDI がある場合、定型的なパターンをつくるときに、暴露量などをいろいろ計算して、それがオーバーするとか、しないとか、そういう説明がしやすいということで、これが設けられているとは思いますが、実際は化学物質や自然毒はほかにもいろいろなケースが考えられます。

例えば ADI や TDI がない場合でも、スギヒラタケや発がん物質などパターンが違います。今、思いつかないんですけども、これだけの入口ではなくて、もうちょっと違う分けの方が定型的パターンで有用なものが得られるような気がします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 例えば科学的知見があるかないかとか、そうした切り口でしょうか。その切り口の下に ADI、TDI があるかという、次のランクになると考えてよろしいでしょうか。

○山本専門委員 そうですね。最初に ADI や TDI のあるなしで定型的パターンをつくるのは、想像しにくいと思います。ただ、今、対案が思いつかないところが申し訳ないです。

○元井座長 それは科学的知見があるか、なしかがあって、ADI、TDI がそこに含まれているかどうかという順序になるのでしょうか。

○山本専門委員 そうですね。

あと、発がん物質の場合とか、スギヒラタケのようにまだ原因がわからないものの場合とか、幾

つかのパターンが考えられるという気がします。

○元井座長 黒木専門委員、どうぞ。

○黒木専門委員 山本先生が御指摘のとおり、私たちもよく評価する場合は、ヒトの毒性とかラットの毒性があれば、まずそこから入りますけれども、今は、GHS文書でヒトの毒性評価があったり、ヒトのものがなければラット、マウスの毒性があると思いますので、現実的にはそれも加味した形で評価していくと思います。

混入だけが言われていてヒトに毒性が発現するかどうかわからないといった場合は、ADIやTDIの評価でもうまくいくと思うのですけれども、混入事件のような形になって症状が出ている場合に発表しなければいけないといったときに、見なくてはいけない毒性値というものがまたあると思いますので、少しそういったことも加味したやり方が必要だと思いました。

○元井座長 いろいろな分類の仕方、あるいはここに表現されていない別な切り口があるかどうか。今、この場では討議できないこともありますので、これはいずれ事務局とのやりとりで各専門の先生に御意見を伺い御検討戴くようになると思います。

岡部専門委員、どうぞ。

○岡部専門委員 ハザードの分類のところなんですけれども、実際に緊急事態のときの情報提供につきまして、自然毒のところはスギヒラタケと分類されていますが、実際はスギヒラタケが出たときは何だか原因がわからなかったわけです。今でも自然毒かどうかは確定されていないんですけれども、結局、何でもかんでも分類して入れてしまうと難しくなるんですが、やはりどうしても「その他」という項目が入ってきて、分類不能のものでも情報提供しなければいけないという考えは入れておいた方がいいのではないかと思います。

○元井座長 たしかに分類で、ここにはその他はありませんが、当然、わけのわからないものが出てくると思います。私もその他は設けるべきではないかと思っております。

そのほかに御意見等ございませんでしょうか。今日は情報提供ということで、こういうことについてまとめていきたいということでして、少し時間をいただいて、次回の専門調査会までには大体アウトラインができるようなまとめ方でいかがでしょうか。御意見等ございませんか。

山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員 今、1つ思いついたんですが、ADIやTDIの設定のありなしという形ではなくて、少なくともADIやTDIのあるものというのは1つ書けるとは思います。それと、なしというよりその他というんですかね。

○元井座長 あるいは不明のものもありますね。

○山本専門委員 そうですね。ADIやTDIの有無としてしまうと二者択一のように見えてしまっ

て、誤解を招きやすいので、2列目のところは「ADI や TDI の設定の有無」ではなくて、そこは横の線を一緒にしてしまって「ADI や TDI のあるもの」「その他」とか、その方がいろいろフレキシブルに考えられると思います。

○元井座長 そうですね。確かにそれ以外のものもありますものね。

そのほかにハザードの種類のところでも御意見ございませんでしょうか。

では「健康影響の程度等」についてですが、これは①、②、③と3つに分けておりましたが、この辺の分け方はいかがでしょうか。こんなところでよろしいでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。

それでは、ここの項目も一応検討事項として、時間をいただきまして、先生方の御意見も伺いながら次回の専門調査会までに大体のモデル例をつくっていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 次回までにまずこの場合分け、大枠について、事務局の方で専門委員の皆様の御意見をお伺いしながら、確定していきたいと思います。

そして、それに基づきまして、対応可能なものから、次回の専門調査会の際に具体的なハザード、想定される事案別の説明文、説明するプレス資料のひな形の案を事務局から何例か提示いたしまして、御検討いただきと考えています。

○元井座長 それでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○元井座長 ありがとうございます。

それでは、いろいろと御意見が出されたところですが、これらの御意見を踏まえまして、事務局で検討いただき、その結果を先ほどお話ししましたように、この専門調査会に報告いただきまして、再検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。いろいろと御相談させていただきながら、事務局で整理してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○元井座長 それでは、最後に「(4) その他」の議題と事務局からほかに何かございませんでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 特にございません。

○元井座長 若干時間より早く終わりましたが、時間もありますので、前の議題に戻って言い忘れた意見等でも結構ですが、何かございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 できればこれで何かあればお願いします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 春日先生、何かございましょうか。

○元井座長 春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 ハザードの細かい菌名、ウイルス名については、後ほどの事務局とのやりとりでもいいと思っていたんですけども、資料としてつくっていただくに当たっては、確かにまだ不足している点などもあるとは思いますが、今の時点で思いついたものを少し申し上げたいと思います。

例えば微生物の加熱の方ですけれども「黄色ブドウ球菌」とありますが、実際に健康被害を起こすのはそれによってつくられる毒素ですので「黄色ブドウ球菌毒素」と書いていただくこと。

それから、加熱して食べられる食材に腸炎ビブリオというのは、通常それほど懸念しないのではないかと思うので、ほかの先生方の御意見をいただければと思うんですが、取り立ててここに書かなくてもいいのではないかという気がいたします。

リステリアも熱には弱いので、加熱の方は要らないという気がいたします。

それに対して、加工済み、調理済み、あるいは生食の方ですけれども、ここでも「黄色ブドウ球菌毒素」です。

果物等は海外で大きなアウトブレイクが起きていますので、原虫、寄生虫、A型肝炎ウイルス、E型もありますかね。

○岡部専門委員 E型もそうですね。

○春日専門委員 E型肝炎ウイルス、その辺りを主として思いついたんですが、岡部先生やほかの先生方の補足をお願いできればと思います。

○元井座長 岡部専門委員、いかがでしょうか。

○岡部専門委員 今のA型やE型はそうだと思います。

それから、ちょっと度忘れしてしまいました。諫早湾のバルニフィカスなどは入りませんか。

○春日専門委員 そうですね。重篤ですね。

○岡部専門委員 バルニフィカスがときどき問題になると思います。

○元井座長 これはウイルスが入っていないですね。ここに挙げられている事例は、ほとんど細菌ですね。ウイルス入っていますか。

○春日専門委員 ノロウイルスがあります。

○元井座長 その他、例えば遺伝子組換え食品はこういう横並びでよろしいでしょうか。

黒木先生この辺はいかがでしょうか。

○黒木専門委員 私は遺伝子組換え専門ではございませんので、わかりません。

○元井座長 いずれにしても、この件に関しましては、まえにお願いしたように、事務局で専門委員の御意見も伺いながら整理・検討していただきたいと思います。議事進行不手際ですみませんで

した。

○酒井情報・緊急時対応課長　そうですね。ちょっと生煮えの資料を御提供して申し訳なかったと思いますが、こういう形で緊急事態の全体像が見えていれば、いざというときにこういう事例だと判断し、類似事例について、わかりやすい形として事前に資料があれば、それをモディファイすることによって、迅速に情報提供、わかりやすい資料が提供できると考えておりました、用意したものでございます。

ちょっと区分が不十分で、先生方にも混乱を与えてしまったような気がいたしまして、申し訳なくと思いますが、今後、更に整理してまいりますので、いろいろとアドバイスをお願いしたいと思います。

○元井座長　よろしく願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第 29 回「緊急時対応専門調査会」を終了したいと思います。どうもありがとうございました。